

授業科目の履修等について

福岡大学学科履修規程 第2条 (抜粋)

令和8年度入学生 (JJ26台) 法学部 法律学科

《卒業要件》

(1) 共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上	
		自然科学…………… 4 単位以上	
		総合系列科目 学修基盤科目	
外国語科目	第1 外国語…………… 6 単位以上	計72単位以上	
	第2 外国語…………… 4 単位以上		
保健体育科目…………… 4 単位			
単位互換科目			
(2) 専門教育科目	必修科目…………… 8 単位	40単位以上	計72単位以上
	選択必修科目…………… 14 単位以上		
	自コース科目※1	64単位以上	
	他コース科目※2		
	選択科目		
(3) 自由履修単位	共通教育科目	計26単位以上	
	専門教育科目		
	関連教育科目		
※1 各自が所属するコースの「コース科目」 ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」			※イメージ図

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和8年度入学生（JJ26台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次											
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位			
共通教育科目	人文科学	哲学	理学	学A	2	哲学	理学	学B	2	論理	教養	学B	2
		日西	史学	学A	2	日西	史学	学B	2	東日	史学	学B	2
		ア人	の文	学A	2	ア人	の文	学B	2	西芸	学術	学B	2
	社会科学	法経	学A	2	法経	学B	2	政商	学A	2	政商	学B	2
自然科学	物理学	学A	2	物理学	学B	2	物理学	学A	2	物理学	学B	2	
	地球科学	学A	2	地球科学	学B	2	地球科学	学A	2	地球科学	学B	2	
総合科目	総合	学A	2	総合	学B	2	総合	学A	2	総合	学B	2	
専門教育科目	必修科目	憲法	学A	2	憲法	学B	2	憲法	学A	2	憲法	学B	2
		民法	学A	2	民法	学B	2	民法	学A	2	民法	学B	2
	選択必修科目	債権	学A	2	債権	学B	2	債権	学A	2	債権	学B	2
		刑法	学A	2	刑法	学B	2	刑法	学A	2	刑法	学B	2
コース科目	法律総合コース	憲法	学A	2	憲法	学B	2	憲法	学A	2	憲法	学B	2
	公共法務コース	憲法	学A	2	憲法	学B	2	憲法	学A	2	憲法	学B	2
	総合政策コース	憲法	学A	2	憲法	学B	2	憲法	学A	2	憲法	学B	2
選択科目	公法	学A	2	公法	学B	2	公法	学A	2	公法	学B	2	
	特別	学A	2	特別	学B	2	特別	学A	2	特別	学B	2	
関連教育科目	他大学の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目												

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和7年度入学生（JJ25台）法学部 法律学科

《卒業要件》



※イメージ図

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和7年度入学生（JJ25台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次																																							
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位																												
共通教育科目	人文科学	哲学	理学	学A	2	哲学	理学	学B	2	論理	教養	学A	2	論理	教養	学B	2																								
		日西	史学	学A	2	日西	史学	学B	2	東日	史学	学A	2	東日	史学	学B	2																								
	アジア	の	学A	2	アジア	の	学B	2	本洋	文	学A	2	本洋	文	学B	2																									
	ア	の	学A	2	ア	の	学B	2	文	学	学A	2	文	学	学B	2																									
社会科学	法経	学A	2	法経	学B	2	政商	学A	2	政商	学B	2	政商	学B	2																										
	社	学A	2	社	学B	2	教	学A	2	教	学B	2	教	学B	2																										
自然科学	物理	学A	2	物理	学B	2	統	学A	2	統	学B	2	統	学B	2																										
	地球	学A	2	地球	学B	2	計	学A	2	計	学B	2	計	学B	2																										
総合系	福岡	学A	2	福岡	学B	2	マ	学A	2	マ	学B	2	マ	学B	2																										
学修	基礎		2	[データサイエンス・AI入門]																																					
専門教育科目	必修科目	第1年次										第2年次										第3年次										第4年次									
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位							
	外国語科目	第1	※Practical English I	1	※Practical English III	1																																			
		第2	※Core English I	1	※Core English II	1																																			
保健体育科目	単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目																																							
	単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目																																							
専門教育科目	必修科目	憲法	法	I	2	憲法	法	I	2	憲法	法	I	2	憲法	法	I	2																								
		民法	法	II	2	民法	法	II	2	民法	法	II	2	民法	法	II	2																								
	選択必修科目	債権	法	I	2	債権	法	I	2	債権	法	I	2	債権	法	I	2																								
		民法	法	II	2	民法	法	II	2	民法	法	II	2	民法	法	II	2																								
法律総合コース	憲行	法	III	2	憲行	法	III	2	憲行	法	III	2	憲行	法	III	2																									
	物親	法	II	2	物親	法	II	2	物親	法	II	2	物親	法	II	2																									
公共法務コース	憲行	法	III	2	憲行	法	III	2	憲行	法	III	2	憲行	法	III	2																									
	物親	法	II	2	物親	法	II	2	物親	法	II	2	物親	法	II	2																									
総合政策コース	憲行	法	III	2	憲行	法	III	2	憲行	法	III	2	憲行	法	III	2																									
	物親	法	II	2	物親	法	II	2	物親	法	II	2	物親	法	II	2																									
選択科目	公	論	2	情	論	2	日	論	2	日	論	2	日	論	2																										
	共	論	2	報	論	2	西	論	2	西	論	2	西	論	2																										

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和6年度入学生（JJ24台）法学部 法律学科

《卒業要件》



- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和6年度入学生（JJ24台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次														
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位			
共通教育	総合養育科目	人文科学	哲学	理学	文学	哲学	理学	文学	論理	教育	文学	論理	教育	文学		
		社会科学	法経社	済会	学学	法経社	済会	学学	政商	治育	学学	政商	治育	学学		
		自然科学	物理学	地球	学学	物理学	地球	学学	統計	環境	学学	統計	環境	学学		
		総合系	福岡	大学	で	考	え	る	現	代	社	会				
		学修	基盤	科目	[デ	ー	タ	サ	イ	エ	ン	ス	・	A	I
専門教育	科目	必修科目	憲法	民法	行政	憲法	民法	行政	憲法	民法	行政	憲法	民法	行政		
		選択必修科目	債権	物権	刑罰	債権	物権	刑罰	債権	物権	刑罰	債権	物権	刑罰		
		法律総合コース	憲行	物政	親族	憲行	物政	親族	憲行	物政	親族	憲行	物政	親族		
		公共法務コース	憲行	物政	親族	憲行	物政	親族	憲行	物政	親族	憲行	物政	親族		
		総合政策コース	行政	労働	関係	行政	労働	関係	行政	労働	関係	行政	労働	関係		
専門教育	科目	選択科目	公共	政策	概論	情報	処理	理論	[日	本	法	制	史		
		関連教育科目	他大学の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目													

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和5年度入学生（JJ23台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

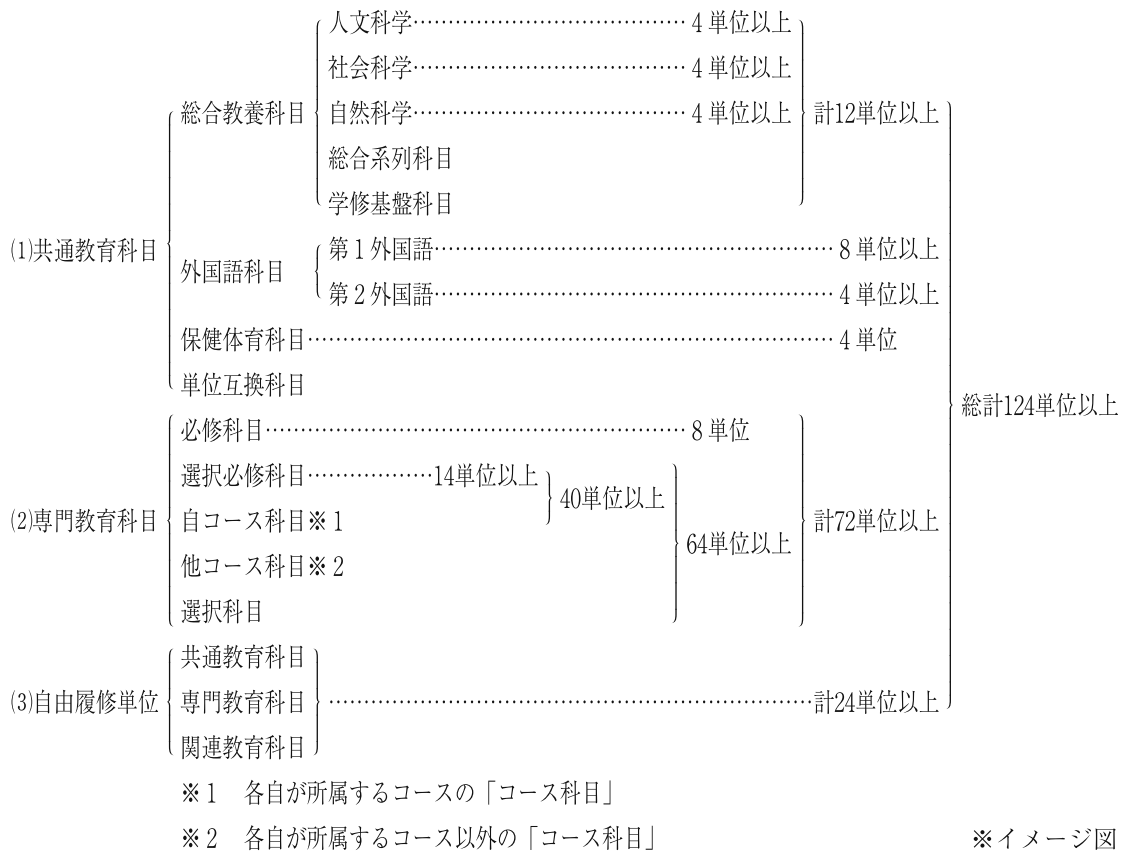
※印は必修

		第1・2・3・4年次											
		授業科目		単位	授業科目		単位	授業科目		単位			
共通教育科目	人文科学	哲学	理学	2	哲学	理学	2	論理	教養	2	論理	教養	2
		日西	史学	2	日西	史学	2	東日	史学	2	東日	史学	2
	社会科学	法経社	学	2	法経社	学	2	政商	学	2	政商	学	2
	自然科学	物理学	2	物理学	2	物理学	2	物理学	2	物理学	2	物理学	2
外国語科目	第1	英語	1	英語	1	英語	1	英語	1				
	第2	英語	2	英語	2	英語	2	英語	2				
専門教育科目	必修科目	憲法	2	憲法	2	憲法	2	憲法	2				
	選択必修科目	民法	2	民法	2	民法	2	民法	2				
専門教育科目	法律総合コース	憲法	2	憲法	2	憲法	2	憲法	2				
	公共法務コース	憲法	2	憲法	2	憲法	2	憲法	2				
専門教育科目	総合政策コース	憲法	2	憲法	2	憲法	2	憲法	2				
	選択科目	憲法	2	憲法	2	憲法	2	憲法	2				
関連教育科目		他大学の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目											

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和4年度入学生（JJ22台）法学部 法律学科

《卒業要件》



- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和4年度入学生（JJ22台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲学	2	哲学	2	論理	2	論理	2
		倫理	2	倫理	2	教養	2	教養	2
		西洋史	2	西洋史	2	東洋史	2	東洋史	2
		西文	2	西文	2	東洋文	2	東洋文	2
社会科学	社会科学	法経社	2	法経社	2	政商教	2	政商教	2
		教育	2	教育	2	地文	2	地文	2
		心	2	心	2	文化	2	文化	2
		学	2	学	2	学	2	学	2
自然科学	自然科学	教理学	2	基礎	2	統計	2	物理	2
		新地	2	自然界	2	生活	2	地球	2
		学	2	と物質	2	環境	2	科学	2
		自然	2	生物学	2	マクロ	2	自然	2
総合	2	自然地理学(第3年次配当)	2	国際化と日本	2	国際化と日本	2		
学修	2	[生命・健康と医療]	2			[科学・技術・情報と社会]	2		
科目		[データサイエンス・AI入門]	2						
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
		※フレッシュマン・イングリッシュⅢ	1	※インターメディア・イングリッシュⅢ	1				
		※フレッシュマン・イングリッシュⅣ	1	※インターメディア・イングリッシュⅣ	1				
第2	Ⅰ	英語	2	英語	2				
	Ⅱ	英語	2	英語	2				
	Ⅲ	英語	2	英語	2				
	Ⅳ	英語	2	英語	2				
	Ⅴ	英語	2	英語	2				
	Ⅵ	英語	2	英語	2				
	Ⅶ	英語	2	英語	2				
	Ⅷ	英語	2	英語	2				
	Ⅸ	英語	2	英語	2				
	Ⅹ	英語	2	英語	2				
	Ⅺ	英語	2	英語	2				
	Ⅻ	英語	2	英語	2				
保健体育科目		※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ	2				
単位互換科目		他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
専門教育科目	必修科目	憲法	2						
		民法	2						
	選択必修科目	行政法	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4
		裁判法	2	物権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4
		法社会学	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4
		法政治学	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4
		法制度	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4
		法入門	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4
		法概論	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4
		法ミミ	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4
		法ミミ	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4
		法ミミ	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4
法ミミ	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4		
法律総合コース	憲法	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4	
	民法	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4	
	行政法	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4	
	裁判法	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4	
公共法務コース	憲法	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4	
	民法	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4	
	行政法	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4	
	裁判法	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4	
総合政策コース	憲法	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4	
	民法	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4	
	行政法	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4	
	裁判法	2	債権	2	民法	4	〔演習Ⅱ〕	4	
選択科目	公共政策概論	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4	
	〔世界外交史〕	4	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4	
	アメリカ法セミナーⅠ	4	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4	
		4	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4	
		4	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4	
		4	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4	
		4	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4	
		4	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4	
		4	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4	
		4	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4	
		4	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4	
		4	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4	
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔近〕法史	4	〔近〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔口〕法史	4	〔口〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔日〕法史	4	〔日〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔西〕法史	4	〔西〕法史	4		
概説	2	情報処理論	2	〔東〕法史	4	〔東〕法史	4		

令和3年度入学生（JJ21台）法学部 法律学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4単位以上	
		自然科学…………… 4単位以上	
		総合系列科目	
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8単位以上	計12単位以上
		第2外国語…………… 4単位以上	
	保健体育科目…………… 4単位		
	単位互換科目		
(2)専門教育科目	自コース科目※1	必修科目…………… 8単位	計72単位以上
		選択必修科目…………… 14単位以上	
		他コース科目※2	
		選択科目	
		選択科目	
(3)自由履修単位	共通教育科目	計24単位以上	
	専門教育科目		
	関連教育科目		
		※1 各自が所属するコースの「コース科目」	
		※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」	

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和2年度入学生（JJ20台）法学部 法律学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上	}	}	
		社会科学…………… 4 単位以上				
		自然科学…………… 4 単位以上				
		総合系列科目				
外国語科目	第1 外国語…………… 8 単位以上	計72単位以上	}	}		
	第2 外国語…………… 4 単位以上					
保健体育科目…………… 4 単位	単位互換科目					
(2)専門教育科目	}	必修科目…………… 8 単位	40単位以上	}	}	
		選択必修科目…………… 14 単位以上				
		自コース科目※1	64単位以上			計72単位以上
		他コース科目※2				
		選択科目				
(3)自由履修単位	共通教育科目	計24単位以上	}	}		
専門教育科目						
関連教育科目						
		※1 各自が所属するコースの「コース科目」				
		※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」				

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和2年度入学生（JJ20台）法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲学A	2	哲学B	2	論理科学A	2	論理科学B	2
		倫理学A	2	倫理学B	2	宗教学A	2	宗教学B	2
	西史A	2	西史B	2	東洋学A	2	東洋学B	2	
	西文A	2	西文B	2	日本文学A	2	日本文学B	2	
社会科学	法経学A	2	法経学B	2	政治学A	2	政治学B	2	
	社会学A	2	社会学B	2	商学A	2	商学B	2	
自然科学	数理学A	2	数理学B	2	文化人類学A	2	文化人類学B	2	
	新理地学A	2	新理地学B	2	統計学A	2	統計学B	2	
総合系科目	地球環境	2	[生命・健康と医療]	2	国際化と日本	2	[科学・技術・情報と社会]	2	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
外国語科目	第2	ドイツ語ⅠA	2	ドイツ語ⅡA	2				
		ドイツ語ⅠB	2	ドイツ語ⅡB	2				
		フランス語ⅠA	2	フランス語ⅡA	2				
		フランス語ⅠB	2	フランス語ⅡB	2				
		中国語ⅠA	2	中国語ⅡA	2				
		中国語ⅠB	2	中国語ⅡB	2				
		ロシア語ⅠA	2	ロシア語ⅡA	2				
		ロシア語ⅠB	2	ロシア語ⅡB	2				
		スペイン語ⅠA	2	スペイン語ⅡA	2				
		スペイン語ⅠB	2	スペイン語ⅡB	2				
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2					
単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								
専門教育科目	必修科目	憲法Ⅰ	2						
		憲法Ⅱ	2						
	選択必修科目	政治学入門	2	債権法Ⅰ	2	民法特講Ⅱ	4	[演習Ⅱ a]	4
		法理学入門	2	債権法Ⅱ	2	民法特講Ⅲ	4	[演習Ⅱ b]	4
		憲法基礎	4	民法特講Ⅳ	4	刑事法特講Ⅱ	4		
				会社法Ⅰ	2				
				民法特講Ⅰ	4				
				民法特講Ⅱ	4				
				民法特講Ⅲ	4				
				民法特講Ⅳ	4				
法律総合コース			憲法Ⅲ	2	債権法Ⅲ	2	税務法ⅠA	2	
			行政法Ⅰ	2	民法訴訟法Ⅰ	2	税務法ⅠB	2	
			行政法Ⅱ	2	民法訴訟法Ⅱ	2	税務法ⅡA	2	
公共法務コース			行政法Ⅲ	2	民法訴訟法Ⅲ	2	税務法ⅡB	2	
			行政法Ⅳ	2	民法訴訟法Ⅳ	2	税務法Ⅲ	2	
			行政法Ⅴ	2	民法訴訟法Ⅴ	2	行政法Ⅰ	2	
総合政策コース			行政法Ⅵ	2	民法訴訟法Ⅵ	2	行政法Ⅱ	2	
			行政法Ⅶ	2	民法訴訟法Ⅶ	2	行政法Ⅲ	2	
			行政法Ⅷ	2	民法訴訟法Ⅷ	2	行政法Ⅳ	2	
選択科目	公共政策概論	2	情報処理論A	2	[日本法制史]	4	[ドイツ法セミナーⅠ]	4	
	[世界外交史]	4	情報処理論B	2	[西洋法制史]	4	[フランス法セミナーⅠ]	4	
	アメリカ法セミナーⅠ	4	米法概論	2	[東洋法制史]	4	[アメリカ法セミナーⅠ]	4	
			ドイツ法概論	2	ロシア法概論	2			
			フランス法概論	2	中国法概論	2			
			韓国法概論	2	台湾法概論	2			
			米国法概論	2	香港法概論	2			
			日本法概論	2	韓国法概論	2			
			中国法概論	2	台湾法概論	2			
			台湾法概論	2	香港法概論	2			
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

平成31年度入学生（JJ19台）法学部 法律学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4 単位以上	計12単位以上	} 総計124単位以上
		社会科学…………… 4 単位以上		
		自然科学…………… 4 単位以上		
		総合系列科目		
外国語科目	第1 外国語…………… 8 単位以上	計72単位以上		
	第2 外国語…………… 4 単位以上			
保健体育科目…………… 4 単位				
単位互換科目				
(2)専門教育科目	必修科目…………… 8 単位	} 40単位以上	計72単位以上	
	選択必修科目…………… 14単位以上			
	自コース科目※1	} 64単位以上		
	他コース科目※2			
	選択科目			
(3)自由履修単位	共通教育科目	} 計24単位以上		
	専門教育科目			
	関連教育科目			
	※1 各自が所属するコースの「コース科目」			
	※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」			

- (注) 1. 法律学科の学生は、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

平成31年度入学生 (JJ19台) 法学部 法律学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲学史A	2	哲学史B	2	論理教養学A	2	論理教養学B	2
		西洋史A	2	西洋史B	2	東洋史A	2	東洋史B	2
		西ア史A	2	西ア史B	2	本邦文芸学A	2	本邦文芸学B	2
		人西文A	2	人西文B	2	西文芸学A	2	西文芸学B	2
	社会科学	法経社学A	2	法経社学B	2	政治学A	2	政治学B	2
		教育の原理・課程論A	2	教育の原理・課程論B	2	教育心理学A	2	教育心理学B	2
	自然科学	数学の発展A	2	数学の発展B	2	文化人類学A	2	文化人類学B	2
		新しい世界の自然環境A	2	新しい世界の自然環境B	2	物理科学入門A	2	物理科学入門B	2
	総合系科目	地球環境	2	[生命・健康と医療]	2	国際化と日本	2	[科学・技術・情報と社会]	2
			第1年次		第2年次		第3年次		第4年次
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
専門教育科目	外国語科目	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
	第2	ドフフ中ロ朝	2	ドフフ中ロ朝	2				
		ドフフ中ロ朝	2	ドフフ中ロ朝	2				
		ドフフ中ロ朝	2	ドフフ中ロ朝	2				
		ドフフ中ロ朝	2	ドフフ中ロ朝	2				
		ドフフ中ロ朝	2	ドフフ中ロ朝	2				
		ドフフ中ロ朝	2	ドフフ中ロ朝	2				
		ドフフ中ロ朝	2	ドフフ中ロ朝	2				
		ドフフ中ロ朝	2	ドフフ中ロ朝	2				
保健体育科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2					
単位互換科目	他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								
専門教育科目	必修科目	憲法民法	2						
		法入総門	2						
	選択必修科目	行政法	2	債権法	4	民法	4	[演習Ⅱa]	4
		裁判法	2	民法特講	4	民法特講Ⅱ	4	[演習Ⅱb]	4
		法基礎	2	民法特講Ⅰ	4	民法特講Ⅲ	4		
		法入門	2	民法特講Ⅱ	4	民法特講Ⅳ	4		
	コース	法律総合コース		行政法	2	民法特講Ⅴ	4	演習Ⅲ	4
		公共法務コース		行政法	2	民法特講Ⅵ	4	民法特講Ⅳ	4
		総合政策コース		行政法	2	民法特講Ⅶ	4	民法特講Ⅴ	4
		総合政策コース		行政法	2	民法特講Ⅷ	4	民法特講Ⅵ	4
選択科目	公共政策概論	2	行政法	4	民法特講Ⅷ	4	民法特講Ⅶ	4	
	[世界外交史]	4	行政法	4	民法特講Ⅷ	4	民法特講Ⅶ	4	
	アメリカ法セミナーⅠ	4	行政法	4	民法特講Ⅷ	4	民法特講Ⅶ	4	
	アメリカ法セミナーⅡ	4	行政法	4	民法特講Ⅷ	4	民法特講Ⅶ	4	
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、法律学科に開設されていない経営法学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和 8 年度入学生 (JB26台) 法学部 経営法学科

《卒業要件》



※1 各自が所属するコースの「コース科目」

※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

※イメージ図

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和7年度入学生（JB25台）法学部 経営法学科

《卒業要件》



※イメージ図

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和6年度入学生（JB24台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4単位以上	計12単位以上
		社会科学…………… 4単位以上	
		自然科学…………… 4単位以上	
		総合系列科目 学修基盤科目	
外国語科目	第1外国語…………… 8単位以上	計24単位以上	
	第2外国語…………… 4単位以上		
保健体育科目…………… 4単位			
単位互換科目			
(2)専門教育科目	必修科目…………… 4単位	計72単位以上	
	選択必修科目…………… 14単位以上		
	自コース科目※1		40単位以上
	他コース科目※2		
	選択科目		68単位以上
(3)自由履修単位	共通教育科目 専門教育科目…………… 計24単位以上 関連教育科目		
			総計124単位以上

※1 各自が所属するコースの「コース科目」
 ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

※イメージ図

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和6年度入学生（JB24台）法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲倫理学A	2	哲倫理学B	2	論理学A	2	論理学B	2
		日西史A	2	日西史B	2	東洋史A	2	東洋史B	2
	アジアの地理学A	2	アジアの文化	2	本洋文芸	2	本洋文芸	2	
	西アンの地理学A	2	西アンの文化	2	本洋文芸	2	本洋文芸	2	
	法経社教育の原理・課程論	2	法経社教育の原理・課程論	2	政商教地文	2	政商教地文	2	
社会科学	法経社教育の原理・課程論	2	法経社教育の原理・課程論	2	政商教地文	2	政商教地文	2	
	法経社教育の原理・課程論	2	法経社教育の原理・課程論	2	政商教地文	2	政商教地文	2	
自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2	
	新しい世界の地球観	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球科学入門	2	
総合系科目	福岡大学で考える現代社会	2	自然地理学(第3年次配当)	2	マクロの生物学	2	自然地理学	2	
学修基盤科目	[データサイエンス・AI入門]	2							
専門教育科目	第1年次	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア(外)・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア(外)・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
外国語科目	第2年次	ドイ ツ 語Ⅰ A	2	ドイ ツ 語Ⅱ A	2				
		ドイ ツ 語Ⅰ B	2	ドイ ツ 語Ⅱ B	2				
保健体育科目	単位互換科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
		※生涯スポーツ演習Ⅱ	1						
他大学(短期大学を含む。)の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目									
専門教育科目	必修科目	民法入門	2			民法特講Ⅱ	4		
		憲法入門	2			民法特講Ⅲ	4		
専門教育科目	選択必修科目	憲法判例概論	2	債権総論	2	民法特講Ⅲa)	4		
		企業法入門	2	債権総論	2	民法特講Ⅲb)	4		
専門教育科目	企業法コース	国際関係学入門ゼミ	2	債権総論	2	民法特講Ⅲc)	4		
		パワーアップゼミ	4	債権総論	2	民法特講Ⅲd)	4		
専門教育科目	国際コース	国際コミュニケーション・法政事情Ⅰ	4	債権総論	2	民法特講Ⅲe)	4		
		国際コミュニケーション・法政事情Ⅱ	2	債権総論	2	民法特講Ⅲf)	4		
専門教育科目	選択科目	政治学入門	2	債権総論	2	民法特講Ⅲg)	4		
		アメリカ法セミナーⅠ	4	債権総論	2	民法特講Ⅲh)	4		
他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目									

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和5年度入学生（JB23台）法学部 経営法学科

《卒業要件》



※1 各自が所属するコースの「コース科目」
 ※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」

※イメージ図

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
 3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
 4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和5年度入学生（JB23台）法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲倫理学A	2	哲倫理学B	2	論理学A	2	論理学B	2
		日西史A	2	日西史B	2	東洋史A	2	東洋史B	2
	アジアの地理学A	2	アジアの文化	2	本洋文芸	2	本洋文芸	2	
	西アンの地理学A	2	西アンの文化	2	本洋文芸	2	本洋文芸	2	
	法経社教育の原理・課程論	2	法経社教育の原理・課程論	2	政治学A	2	政治学B	2	
社会科学	法経社教育の原理・課程論	2	法経社教育の原理・課程論	2	政治学A	2	政治学B	2	
	法経社教育の原理・課程論	2	法経社教育の原理・課程論	2	政治学A	2	政治学B	2	
自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2	
	新しい世界の地球観	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球科学入門	2	
総合系科目	福岡大学で考える現代社会	2	自然地理学(第3年次配当)	2	統計入門	2	物理科学入門	2	
学修基盤科目	[データサイエンス・AI入門]	2			生活と環境の化学	2	地球科学入門	2	
育	第1年次		第2年次		第3年次		第4年次		
	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	
外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
	第2	ドイ ツ 語Ⅰ A	2	ドイ ツ 語Ⅱ A	2	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
保健体育科目	単位互換科目	他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							
	必修科目	民法入門	2						
専門教育科目	企業法コース	憲法	2	債権法	2	民法特講Ⅱ	4		
		憲法	2	債権法	2	民法特講Ⅲ	4		
国際コース	国際コース	憲法	2	債権法	2	民法特講Ⅲa	4		
		憲法	2	債権法	2	民法特講Ⅲb	4		
選択科目	国際コース	憲法	2	債権法	2	民法特講Ⅲc	4		
		憲法	2	債権法	2	民法特講Ⅲd	4		
選択科目	国際コース	憲法	2	債権法	2	民法特講Ⅲe	4		
		憲法	2	債権法	2	民法特講Ⅲf	4		
関連教育科目	他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目								

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

令和4年度入学生（JB22台）法学部 経営法学科

《卒業要件》



※イメージ図

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和3年度入学生（JB21台）法学部 経営法学科

《卒業要件》

(1)共通教育科目	総合教養科目	人文科学…………… 4単位以上	計12単位以上		
		社会科学…………… 4単位以上			
		自然科学…………… 4単位以上			
		総合系列科目			
(1)共通教育科目	外国語科目	第1外国語…………… 8単位以上	計72単位以上		
		第2外国語…………… 4単位以上			
	保健体育科目…………… 4単位		総計124単位以上		
	単位互換科目				
(2)専門教育科目	必修科目…………… 4単位	選択必修科目…………… 14単位以上	40単位以上		
				自コース科目※1	68単位以上
				他コース科目※2	
				選択科目	
(3)自由履修単位	共通教育科目	計24単位以上			
	専門教育科目				
	関連教育科目				
	※1 各自が所属するコースの「コース科目」				
	※2 各自が所属するコース以外の「コース科目」				

- (注) 1. 経営法学科の学生は、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
2. 同一外国語について、第2外国語4単位以上を修得しない場合は、総合教養科目、専門教育科目、関連教育科目のうちから4単位以上を修得しなければならない。
3. 第2外国語を2単位のみ修得した場合は、各外国語について自由履修単位に算入する。
4. 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。

令和2年度入学生（JB20台）法学部 経営法学科

年次別授業科目表《学科履修規程 第4条 別表》

※印は必修

		第1・2・3・4年次							
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
共通教育科目	人文科学	哲倫理学A	2	哲倫理学B	2	論理学A	2	論理学B	2
		日西史A	2	日西史B	2	東洋史A	2	東洋史B	2
	アジアの地理学A	2	アジアの文化	2	本洋文芸	2	本洋文芸	2	
	西アジアの地理学A	2	西アジアの文化	2	本洋文芸	2	本洋文芸	2	
社会科学	法経社会学A	2	法経社会学B	2	政商教育学A	2	政商教育学B	2	
	社会教育の原理・課程論	2	社会心理学	2	政商教育論文	2	政商教育誌	2	
自然科学	数学入門	2	基礎数学	2	統計入門	2	物理科学入門	2	
	新しい世界の自然	2	自然界と物質の化学	2	生活と環境の化学	2	地球科学入門	2	
総合系科目	地球環境	2	自然地理学(第3年次配当)	2	マクロの生物学	2	自然	2	
		第1年次		第2年次		第3年次		第4年次	
		授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位	授業科目	単位
育外国語科目	第1	※フレッシュマン・イングリッシュⅠ	1	※インターメディア・イングリッシュⅠ	1	アドバンスト・イングリッシュⅠ	1		
		※フレッシュマン・イングリッシュⅡ	1	※インターメディア・イングリッシュⅡ	1	アドバンスト・イングリッシュⅡ	1		
第2	第2	ドイツ語ⅠA	2	ドイツ語ⅡA	2				
		フランス語ⅠA	2	フランス語ⅡA	2				
保健体育科目	単位互換科目	※生涯スポーツ演習Ⅰ	1	※生涯スポーツ論	2				
		※生涯スポーツ演習Ⅱ	1						
他大学（短期大学を含む。）の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目									
専門教育科目	必修科目	民法入門	2						
		憲法	2						
専門教育科目	選択必修科目	債権総論Ⅰ	2	債権総論Ⅱ	2	民法特講Ⅱ	4		
		憲法判例概論	2	債権総論Ⅲ	2	民法特講Ⅲ	4		
専門教育科目	企業法コース	企業法入門	2	会社法	2	民法特講Ⅳ	4		
		企業法入門ゼミ	4	労働法	2	民法特講Ⅴ	4		
専門教育科目	国際コース	国際コミュニケーション・法政事情Ⅰ	4	国際法総論	4	民法特講Ⅵ	4		
		国際コミュニケーション・法政事情Ⅱ	4	国際法各論	4	民法特講Ⅶ	4		
専門教育科目	選択科目	国際コミュニケーション海外研修	2	国際私法	4	民法特講Ⅷ	4		
		政治学入門	2	国際知的財産法	2	民法特講Ⅸ	4		
関連教育科目		他学部の授業科目のうち法学部教授会が適当と認める授業科目							

(注) (1) 専門教育科目の選択科目については、上記年次別授業科目表のほか、経営法学科に開設されていない法律学科の専門教育科目を24単位を限度として選択科目として修得することができる。
 (2) 自コースと他コースに配置された同一科目の単位を修得した場合は、自コース科目の単位を修得したものとみなす。
 (3) [] 内は、今年度休講。

福岡大学学科履修規程

令和8年度入学生（26台）

第1章

（趣旨）

第1条 福岡大学（以下「本学」という。）の各学科において、卒業認定を得るための授業科目の履修は、福岡大学学則第31条から第34条までの規定及びこの規程の定めるところによる。

（授業科目の種類）

第1条の2 授業科目の種類は、次の各号に掲げる履修の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）必修科目 卒業の認定及び学位の授与にあたり、単位の修得が必須である授業科目
- （2）選択必修科目 各学科が指定する授業科目群から選択し、所定の単位数を修得する必要がある授業科目
- （3）選択科目 各学科の定めるところにより、前2号に定める授業科目以外の授業科目で、進級要件又は卒業要件の単位数に算入することができる授業科目

（開講科目の種類と期間）

第1条の3 授業科目は、次の各号に掲げる開講期間区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）通年開講科目 1年間継続の授業科目
- （2）前期開講科目 前期開講前期完結の授業科目
- （3）後期開講科目 後期開講後期完結の授業科目
- （4）臨時開講科目 集中的に講義を行う授業科目等

（開講の基準）

第1条の4 授業科目は、各学科が定める年次に開講する。ただし、教育上特段の事情があると認められる場合は、開講しないことがある。

第2章 授業科目の履修等

（授業科目の履修）

第2条 人文学部（文化学科、歴史学科、日本語日本文学科、教育・臨床心理学科、英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科及び東アジア地域言語学科）の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

2 法学部（法律学科、経営法学科）の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

3 経済学部（経済学科、産業経済学科）の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

4 商学部（商学科、経営学科、貿易学科）の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

5 商学部第二部（商学科）の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

6 理学部（応用数学科、物理科学科、化学科、地球圏科学科）の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

7 工学部（機械工学科、電気工学科、電子情報工学科、化学システム工学科、社会デザイン工学科、建築学科）の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。（学則第34条参照）

8 医学部医学科の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位・時間を、医学部看護学科の学生は、

所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。(学則第34条参照)

9 薬学部(薬学科)の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。(学則第34条参照)

10 スポーツ科学部(スポーツ科学科・健康運動科学科)の学生は、所定の授業科目を履修の上、次の単位を修得しなければならない。(学則第34条参照)

(学部留学生の外国語科目の履修)

第2条の2 学部留学生は、外国語科目のうち当該学生の母語である授業科目を履修することはできない。(授業科目の単位数)

第3条 各授業科目の単位数は、授業科目に応じ、次の基準による。(学則第32条参照)

(1) 講義・演習・外国語については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験・実習・実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 卒業論文・卒業演習・卒業計画等については、これらの必要な学修の成果を考慮して単位数を定める。

(履修の順序)

第4条 各学部各学科において、各年次の学生が履修する授業科目及び単位・時間数は、別表各年次別授業科目表のとおりとする。履修する授業科目の選択にあたっては、授業科目表に指示する履修の順序に従わなければならない。

(年間履修単位数の上限)

第5条 人文学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として45単位を超えてはならない。ただし、前期で履修できる単位数は25単位以内、後期で履修できる単位数は25単位以内とする。

2 法学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各40単位、第4年次48単位を超えてはならない。ただし、第2年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が40単位に不足する場合、その不足単位数について4単位を限度として40単位を超えることができ、第3年次に履修する単位数は、前年度までの修得単位数が80単位に不足する場合、その不足単位数について8単位を限度として40単位を超えることができる。休学等により当該年度始めにおいて在学期間が2年以下の場合、前年度までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が120単位を超えてはならない。

3 経済学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

4 商学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

(1) 商学部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各42単位、第4年次46単位を超えてはならない。

(2) 商学部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次46単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が84単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が126単位を超えてはならない。

5 商学部第二部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。

(1) 商学部第二部の学生(会計専門職プログラムの学生を除く。)は、原則として41単位を超えてはならない。

(2) 商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この号において「プログラム」という。)の学生は、

原則として第1年次、第2年次、第3年次、第4年次各48単位を超えてはならない。また、第3年次については、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。ただし、第1年次にプログラムの学生でなくなった者が第2年次に履修する単位数は、第1年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が82単位を超えてはならず、第2年次にプログラムの学生でなくなった者が第3年次に履修する単位数は、第2年次までの修得単位数と当該年度における登録単位数の総計が123単位を超えてはならない。

- 6 理学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 応用数学科応用数学コースの学生は、原則として第1年次44単位、第2年次、第3年次、第4年次各40単位を超えてはならない。
 - (2) 応用数学科社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各46単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第1号又は第6条の5第2項第1号に該当する者は、46単位まで履修することができる。
 - (3) 物理科学科及び化学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各48単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第2号・3号又は第6条の5第2項第2号・3号に該当する者は、48単位まで履修することができる。
 - (4) 地球圏科学科の学生は、原則として第1年次、第2年次、第3年次各49単位、第4年次40単位を超えてはならない。ただし、学科履修規程第6条の5第1項第4号又は第6条の5第2項第4号に該当する者は、49単位まで履修することができる。
- 7 工学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として49単位を超えてはならない。
- 8 医学部の学生が1年間に履修する単位数は、次のとおりとする。
 - (1) 医学科の学生は原則として、第1学年において61単位を超えてはならない。ただし、原級に留まった場合において共通教育科目の修得単位があるときは、61単位からこれを減じた単位を上限とする。
 - (2) 看護学科の学生は原則として、第1年次、第2年次各48単位、第3年次37単位、第4年次30単位を超えてはならない。
- 9 薬学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として第1年次49単位、第2年次49単位、第3年次49単位、第4年次38単位、第5年次37単位、第6年次29単位を超えてはならない。
- 10 スポーツ科学部の学生が1年間に履修する単位数は、原則として46単位を超えてはならない。
- 11 外国語科目の再履修は、下位年次から順次登録しなければならない。

(医学科の原級措置)

第5条の2 医学部医学科の学生が原級に留まった場合は、原級の年次において修得した専門教育科目は無効とし、再度、原級の年次に設置している専門教育科目の全てを履修し、合格点の成績評価を得なければならない。

(薬学部の原級措置)

第5条の3 薬学部の学生が進級できなかった場合は、当該年次から進級の条件に必要な科目を履修しなければならない。この場合、第5条第9項の規定にかかわらず、教授会の承認を経て進級の条件に必要な科目の単位の他に、上位年次実習科目を除き10単位まで登録を認めることがある。

- 2 薬学部の学生は、原則として下位年次の専門教育科目の登録は認めない。

(人文学部の履修要件)

第6条 人文学部の英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科及び東アジア地域言語学科の学生は、多言語強化プログラムを履修することができる。

- 2 多言語強化プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2条第1項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。多言語強化プログラムについて必要な事項は、別に定める。

(法学部の履修要件)

第6条の2 法学部の法律学科の学生は法律特修プログラム、経営法学科の学生は企業法務特修プログラムを各々履修することができる。

- 2 前項に定める法律特修プログラム及び企業法務特修プログラムの修了の認定を希望する学生は、第2

条第2項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。

3 第1項に定める法律特修プログラム又は企業法務特修プログラムについて必要な事項は、別に定める。
(経済学部の履修要件)

第6条の3 経済学部産業経済学科の学生は、起業家育成プログラム及び地域イノベーションプログラムを履修することができる。

2 起業家育成プログラムの修了の認定を希望する学生は、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。起業家育成プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 地域イノベーションプログラムの履修を希望する学生は、第2条第3項に規定する単位数を修得するとともに、学則第31条第1項に定める授業科目のうちから所定の科目を履修しなければならない。地域イノベーションプログラムについて必要な事項は、別に定める。

(商学部及び商学部第二部の履修要件)

第6条の4 商学部及び商学部第二部の会計専門職プログラム(以下この項において「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

2 商学部及び商学部第二部のクリエイティブ・マネジメント・プログラム(以下この項において「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

3 商学部及び商学部第二部のマーケティングプログラム(以下この項において「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

4 商学部商学科及び経営学科並びに商学部第二部の高校商業・情報科教員育成プログラム(以下この項において「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第4項又は第5項に規定する単位数及び教育職員免許状の授与を受けるための資格の取得に必要な教職課程科目(教科に関する科目を含む。)の単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

5 商学部第二部の地域ビジネスデザインプログラム(以下この項において「プログラム」という。)を履修する学生は、第2条第5項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

(理学部の履修要件)

第6条の5 理学部の学生は、2年以上在学し、次の単位を修得していなければ、第3年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について60単位以上。ただし、専門教育科目については、第1年次開講の必修科目13単位以上及び第2年次開講科目8単位以上を含む24単位以上を修得していること。

(2) 物理科学科の学生は、共通教育科目、専門教育科目及び関連教育科目について64単位以上

(3) 化学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上(4)地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目については、第2年次までの必修科目8単位を含む。

(4) 地球圏科学科の学生は、共通教育科目及び専門教育科目について64単位以上。ただし、専門教育科目の実験科目については、必修科目2単位及び選択科目4単位以上を修得していること。

2 理学部の学生は、3年以上在学し、次の各号の単位を修得していなければ、当該各号に定める第4年次開講科目の登録をすることができない。

(1) 応用数学科において、応用数学コースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目27単位を含む92単位以上、社会数理・情報インスティテュートコースの学生は、専門教育科目の第3年次までの必修科目26単位を含む92単位以上を修得していなければ、第4年次開講の全科目の登録をすることができない。

- (2) 物理科学科の学生は、専門教育科目の必修実験科目 6 単位及び物理科学研究の 2 単位並びに共通教育科目の外国語科目 6 単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (3) 化学科の学生は、専門教育科目の第 3 年次までの選択必修実験・実習科目から18単位以上及び共通教育科目の外国語科目 8 単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講の卒業論文の登録をすることができない。
- (4) 地球圏科学科の学生は、専門教育科目のコース別の必修科目10単位及び共通教育科目の外国語科目 6 単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講の卒業論文の登録をすることができない。

(工学部の履修要件)

第 6 条の 6 工学部の学生は、2 年以上在学し、60 単位以上を修得していなければ、第 3 年次開講科目の登録をすることはできない。

2 工学部の学生は、3 年以上在学し、第 1・2 年次必修の第 1 外国語科目 6 単位、選択必修の第 2 外国語科目 4 単位、学科別に指定された専門教育科目の単位を含む100単位以上を修得していなければ、第 4 年次開講科目の登録をすることはできない。

3 第 1 項の60単位・第 2 項の100単位に算入する総合教養科目、第 1 外国語科目、第 2 外国語科目、工学共通科目の単位数は、次のとおりとする。

- (1) 総合教養科目は、12 単位までとする。
- (2) 第 1 項の60単位に算入するのは、第 1 外国語科目の必修科目 6 単位、第 2 外国語科目の選択必修科目 4 単位までとする。また、第 2 項の100単位に算入するのは、第 1 外国語科目の必修科目 6 単位、第 2 外国語科目の選択必修科目 4 単位までとする。
- (3) 工学共通科目は、機械工学科は24単位まで、電気工学科は20単位まで、電子情報工学科は18単位まで、化学システム工学科は32単位まで、社会デザイン工学科、建築学科は18単位までとする。

(医学部の履修要件)

第 6 条の 7 医学部医学科の学生は、第 1 学年において共通教育科目については、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目から 6 単位以上、自然科学から 6 単位以上、計12単位以上、必修の外国語科目 6 単位、保健体育科目 2 単位、合計32単位以上、専門教育科目については18 単位、総計50単位以上を修得しなければ、第 2 学年に進級することができない。ただし、48 単位以上修得している学生については、医学部教授会の議を経て第 2 学年に進級させることがある。この場合、進級後未修得科目の再履修が可能なものに限るものとし、不足単位は第 2 学年で修得しなければならない。

2 医学部看護学科の学生は、次に掲げる条件を満たしていなければ、上位年次に進級又は 3 年次後期の実習科目を履修することができない。

- (1) 第 1 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より10単位以上、自然科学より 2 単位以上、必修の外国語科目 4 単位、必修の保健体育科目 2 単位、計18単位以上、専門基礎科目について必修科目の17単位、専門教育科目について必修科目の 8 単位、合計43単位以上を修得していなければ第 2 年次に進級することができない。
- (2) 第 2 年次においては、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より 4 単位以上、必修の外国語科目 6 単位、選択必修の外国語科目より 2 単位、これ以外の外国語科目より 2 単位以上、必修の保健体育科目 2 単位、計 28 単位以上、専門基礎科目について必修科目の26単位、専門教育科目について必修科目の34単位、合計88単位以上を修得していなければ第 3 年次に進級することができない。
- (3) 第 3 年次前期終了時において、第 3 年次前期に開講する専門基礎科目について必修科目の 1 単位、専門教育科目について必修科目の13単位及び選択必修科目の 1 単位を修得していなければ、第 3 年次後期に開講する看護学実習科目を履修することができない。この場合、第 3 年次の学年始めに登録した看護学実習科目の登録を取り消す。
- (4) 第 3 年次後期終了時において、共通教育科目について、総合教養科目として人文科学、社会科学、総合系列科目及び学修基盤科目より12単位以上、自然科学より 4 単位以上、必修の外国語科目 6 単位、

選択必修の外国語科目より2単位、これ以外の外国語科目より2単位以上、必修の保健体育科目2単位、計28単位以上、専門基礎科目について必修科目の27単位、専門教育科目について必修科目の60単位及び選択必修科目の1単位、合計116単位以上を修得していなければ第4年次に進級することができない。

(薬学部の履修要件)

第6条の8 薬学部の学生は、第1年次から第5年次までのそれぞれにおいて、必修科目を含んで次の単位を修得していなければ、上位年次に進級することができない。

- (1) 第1年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から10単位以上、必修の外国語科目から2単位以上を含め計20単位以上、専門教育科目について、1年次の必修科目1単位、1年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から9単位以上、臨床薬学から3単位以上を含め計15単位以上、合計36単位以上を修得していなければならない。
- (2) 第2年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目から6単位以上を含め計26単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次の必修科目5単位、2年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から16単位以上、衛生薬学から2単位以上、医療薬学から4単位以上、臨床薬学から1単位以上を含め計27単位以上、合計48単位以上、総計74単位以上を修得していなければならない。
- (3) 第3年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目6単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次科目32単位以上、3年次の必修科目7単位、3年次の選択必修科目のうち、基礎薬学から4単位以上、衛生薬学から4単位以上、医療薬学から10単位以上、臨床薬学から3単位以上を含め計25単位以上、合計80単位以上、総計108単位以上を修得していなければならない。
- (4) 第4年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目6単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目32単位以上、4年次の必修科目13単位、4年次の選択必修科目のうち、衛生薬学から2単位以上、医療薬学から8単位以上、臨床薬学から2単位以上を含め計14単位以上、合計107単位以上、総計135単位以上を修得していなければならない。
- (5) 第5年次においては、共通教育科目について、総合教養科目から12単位以上、必修の外国語科目6単位を含め計28単位以上、専門教育科目について、1年次科目16単位以上、2年次科目32単位以上、3年次科目32単位以上、4年次科目27単位以上、5年次の必修科目32単位、計139単位以上、合計167単位以上を修得していなければならない。

2 薬学部のクリニカルファーマシスト養成プログラム（以下この項において「プログラム」という。）を履修する学生は、第2条第9項に規定する単位数を修得するとともに、所定の科目を履修しなければならない。プログラムについて必要な事項は、別に定める。

(スポーツ科学部の履修要件)

第6条の9 スポーツ科学部の学生は、2年以上在学し、40単位以上を修得していなければ、第3年次授業科目のスポーツ科学演習の登録をすることはできない。

第3章 授業科目の登録

(登録)

第7条 学生は、学年が始まる時は、履修する授業科目の登録を行わなければならない。

2 学生は、登録した授業科目でなければ受講することはできない。

(登録時の制限)

第7条の2 同一名称の授業科目は、同一学期に複数の授業科目を登録することができない。

2 授業科目は、同一の授業時間に複数の授業科目を登録することができない。

3 既に単位を修得した授業科目は、在学中に再度登録することができない。

4 在籍する年次より上位年次に設置している授業科目は、登録することができない。

(登録の撤回等)

第8条 登録の撤回、変更、追加及び削除は、次の各号に掲げる場合（あらかじめ教授会等が定めた授業科目を除く。）に限って認める。

- (1) 前期及び後期開講日から所定の期間内に、その学期において履修するために登録した授業科目（後期については開講期間が通年の講義科目は除く。）について、2科目かつ8単位以内で登録の撤回をする場合
- (2) 後期開講前の登録日に、学年始めの登録日にその学年の後期において履修するために登録した授業科目（開講期間が通年の講義科目は除く。）について、登録の変更、追加、削除をする場合
(登録制限)

第9条 授業科目の履修にあたり、教育効果に鑑み、先着、抽選、登録要件等により、登録の人数を制限する場合がある。

2 前項の授業科目は、学部・学科、共通教育センター又は教職課程教育センターが各別に定めるものとする。

第4章 雑 則

(補則)

第10条 この規程の細則その他履修に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

卒業見込者の定義について（医学部医学科を除く）

薬学部を除く学部の4年次生（5年次以上も含む）及び薬学部の6年次生（7年次以上も含む）になって卒業見込者とみなされる者を次のとおり定義する。よって学科履修規程等を十分理解しておくこと。

“既得単位数と学科履修規程第5条（理学部は第5条と第6条の5、工学部は第5条と第6条の6、薬学部は第5条と第6条の8）”により登録した単位数との和が学科履修規程第2条を満足している者を卒業見込者という。

25台以前入学生適用の福岡大学学科履修規程については、以下に記載している該当年のQRコードより参照してください。なお、26台入学生適用の条文第5条第2項に関しては、25台以前入学生も同じです。

令和7年度入学生（25台）



URL : <https://fukuoka-u.box.com/s/fxI0I1e4eetasex1qzj0um92d8i99x32>

令和6年度入学生（24台）



URL : <https://fukuoka-u.box.com/s/cv7rqt9lpxqlketyz5e7dkjqwqzfdv>

令和5年度入学生（23台）



URL : <https://fukuoka-u.box.com/s/spkxmcd9ke5gj5e8go37leibto4t2p0>

令和4年度入学生（22台）



URL : <https://fukuoka-u.box.com/s/zb0o9gs5nel3px80q5lm0v8e4njgz35s>

令和3年度入学生（21台）



URL : <https://fukuoka-u.box.com/s/peqc6w7p9as4ebk7v18vtfebowtl9stg>

令和2年度入学生（20台）



URL : <https://fukuoka-u.box.com/s/srlex2mos0a6pfg84c0spyu7lxtl12t4>

平成31年度入学生（19台）



URL : <https://fukuoka-u.box.com/s/9gzyjpbs159h5y87uec39a1zus4c38u>